

東大阪市大規模盛土造成地変動予測調査業務（簡易地盤調査）
委託仕様書

第一章 総則

1. 業務名称

東大阪市大規模盛土造成地変動予測調査業務（簡易地盤調査）

2. 適用範囲

本仕様書は、委託者である東大阪市（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）へ委託する「東大阪市大規模盛土造成地変動予測調査業務（簡易地盤調査）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

3. 業務の目的

令和4年度調査で実施した大規模盛土造成地の優先度評価（以下、「第二次スクリーニング計画」という。）結果を受けて、国が示した「大規模盛土造成地の滑動崩壊対策推進ガイドライン及び同解説」（以下「ガイドライン」という。）及び「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」（以下、「新たな考え方」という。）に基づき、簡易地盤調査（地盤調査、経過観察の判断）を行うことを目的とする。

4. 業務委託期間

本業務の委託期間は契約日から令和8年1月30日までとする。

5. 調査の対象範囲

本業務の調査対象は、「第二次スクリーニング計画」により優先度評価が高かった、大規模盛土造成地1箇所（被害形態：すべり崩壊）とする。（日新高校敷地内、別紙①参照）

6. 契約保証金

東大阪市財務規則第117条第3号により免除とする。

7. 支払い方法

完了後一時払い

8. 関連法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

- (1)「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年）、及び「同施行令及び同施行規則」（昭和37年）
- (2)「盛土等防災マニュアル」（国土交通省都市局長等、令和5年5月26日通知）及び

- 「同解説」（株ぎょうせい、令和5年11月）
- (3) 「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」（国土交通省、平成27年5月）
 - (4) 「令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会 報告」（国土交通省、令和2年3月13日公表）
 - (5) 「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」（国土交通省、令和5年12月）
 - (6) 「公共測量－作業規程の準則」（日本測量協会、令和5年3月一部改正）及び「同解説と運用」（日本測量協会、令和5年3月一部改正）
 - (7) 東大阪市個人情報保護条例
 - (8) 東大阪市財務規則
 - (9) 東大阪市諸規定及び諸規則
 - (10) その他関係法令、規則及び通達等

9. 提出書類

受注者は、本業務の着手に先立ち、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届及び資格証明書の写し
- (3) 照査技術者届及び資格証明書の写し
- (4) 担当技術者届
- (5) 業務実施計画書
- (6) 業務工程表
- (7) その他本市が必要と認める書類

10. 技術者等の選任

- (1) 受注者は、本業務の円滑な遂行を図るため、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ1名配置すること。
- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれ兼任できない。
- (3) 管理技術者及び照査技術者は、それぞれが以下の技術資格のいずれかを有する者が当たることとする。
 - ① 技術士（建設部門または総合技術監理部門：「土質及び基礎」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ② 技術士（応用理学部門または総合技術監理部門：「地質」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (4) 管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統括を行わなければならない。また、常に業務の進捗状況等について把握、分析を行い、本市担当職員に適宜報告を行うこと。その他別途指示する事項についても同様とする。
- (5) 照査技術者は、成果品の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行わな

なければならない。

- (6) 担当技術者は、本業務を主に担当するものとし、本業務の遂行に必要な知識および技術を有し、かつ本業務に関わる最新の状況に精通していること。また、担当技術者は、即応体制が取れるよう大阪府の事務所に在籍しているものとする。

1 1. 打ち合わせ・協議・業務遂行

- (1) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、発注者と各業務実施にあたり密接な連絡を取るとともに、十分協議を行うこと。受注者は、本業務目的に基づき、自己の有する専門的な知識、技術もしくは経験を活かして積極的に調査項目や考え方の提案を行うとともに、発注者の意向を反映させて、的確かつ迅速に作業を進めなければならない。また協議には、担当技術者または管理技術者が必ず出席するものとする。
- (2) 受注者は、発注者から本業務の進捗状況について報告を要求された時は、速やかに報告しなければならない。
- (3) 受注者は、打ち合わせ・協議終了後その都度速やかに要点を記した議事録を作成し、発注者受注者相互に確認の上、発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行上、関係する官公庁との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合は誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者におけるこれまでの検討経過を踏まえ、本業務全般について、誠意あるパートナーシップをもって信義に従い誠実に支援を行うこと。
- (6) 受注者は本業務の実施にあたり、関係法令及び国のガイドライン等を遵守するとともに、経済性・社会性等の諸条件を満足し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。
- (7) 受注者は本業務に関する現地調査を実施する場合には、事前に学校関係者と協議し、発注者が支給する腕章等を身に着けなければならない。

1 2. 関係官公署への手続き

受注者は、本業務の遂行上、関係する官公署等に対する諸手続きは、発注者受注者協議の上、受注者にて迅速に処理しなければならない。なお、発注者にのみ申請可能な手続きは、発注者が実施するものとする。

1 3. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行中に知り得た情報を発注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

1 4. 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決

するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

15. 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律及び東大阪市個人情報保護条例を遵守し、本業務に係る個人情報の漏えい、紛失または改ざんの防止その他個人情報を適切に管理しなければならない。契約期間、契約終了後を通じ同様の扱いとする。

16. 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならないものとする。本業務の一切の著作権は発注者に帰属する。

17. 検査

受注者は、本業務完了後、業務完了届を提出し、発注者の検査を受けるものとする。本業務は、発注者の検査完了合格をもって完了するが、納品後、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受注者が責任をもって速やかに訂正するものとする。また、検査に必要な書類作成および費用等は、全て受注者の負担によるものとする。

18. 資料の貸与

- (1) 受注者は、本業務に必要と認められる資料を発注者から借用できるものとし、発注者から資料を借用した際には、借用書を提出するものとする。借用した資料等について転写を必要とする場合は、その目的及び部数を必ず文書で発注者に報告し、承諾を受けるものとする。
- (2) 発注者から貸与された資料について、受注者はその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等事故のないよう責任を持って保管するものとする。また、本業務の目的以外に一切これを使用してはならないものとする。
- (3) 貸与したすべての資料は、業務終了後、速やかに発注者に返却するものとする。また、転写等（デジタル化されたものを含む）により生じた複製品についても同様とする。

19. 疑義

本仕様書に定めなき事項、業務中に発生した問題点、疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上決定し、打ち合わせ議事録に記載するものとする。

第二章 業務内容

1. 業務概要

国が示した「ガイドライン」及び「新たな考え方」に準拠し、対象地の大規模盛土造成地について、簡易地盤調査を実施し、それらの結果に基づいて、本市における大規模盛土造成地全体の安全性把握調査実施優先度の再評価を行うものとする。

本業務における業務概要は次の通りとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 計画準備 | 一式 |
| (2) 簡易地盤調査 | 一式 |
| (3) 第二次スクリーニングの優先度評価の再設定 | 一式 |
| (4) 報告書作成 | 一式 |
| (5) 打合せ協議 | 一式 |
| (6) 成果品 | 一式 |

2. 計画準備

「受注者」は本業務の実施にあたって、業務の目的、内容等を確認するとともに、「ガイドライン」及び「新たな考え方」に示された「二次スクリーニング計画」を考慮し、本業務に関する基礎条件の整理を行い、業務方針及び方法に関する業務実施計画書並びに業務工程表を「発注者」に提出し、承認を受けるものとする。

3. 簡易地盤調査

対象となる大規模盛土造成地箇所（1ヶ所：被害形態がすべり崩壊の大規模盛土造成地）において、地盤の締固め土や地下水の情報を取得することを目的として、簡易地盤調査を実施するものとする。簡易地盤調査の原位置試験方法、試験箇所数等は別紙②による。なお、先行調査実施団体の調査事例、精度を考慮し、「受注者」が「発注者」に提案することは妨げない。

4. 第二次スクリーニングの優先度評価の再設定

簡易地盤調査で得られた結果を用い、ガイドラインに示された「図V. 3. 1 優先度の評価フロー」及び「新たな考え方」に示されたフローを参考に、安全性把握調査に向けた優先度を評価する。

5. 報告書作成

実施した上記までの業務内容の過程や内容を取りまとめ・整理し、報告書を作成するものとする。なお、「受注者」は「発注者」との協議は3回以上、関係機関（学校）との協議は1回以上は実施するものとする。

本業務に関する説明資料（業務報告概要版、パワーポイント）を作成する。

6. 納入成果品

本業務における納入成果品は以下のとおり、CD-R等のメディア納品及び紙ベースでの提出を行うものとする。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書..... | 2 部 |
| (2) 報告書電子媒体..... | 1 部 |
| (3) 報告書概要版..... | 1 部 |
| (4) その他「発注者」「受注者」協議の上必要と認めるもの..... | 一式 |